

改正案

現行

（取締役等と同等以上の支配力を有する者）

（取締役等と同等以上の支配力を有する者）

第二条 法第四条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

第二条 法第四条第一項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（略）

一（略）

二 当該法人の親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している個人

二 当該法人の親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十一条ノ二第一項の親会社及び同条第三項の規定により親会社となる会社をいう。以下同じ。）の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している個人

三 当該法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この号、次号、第四条、第五条の二第二号、第五条の三第一項第一号及び第八条第二号において同じ。）の業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が法人である場合におけるその職務を行うべき者

（新設）

四 当該法人の業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人若しくはこれらに準ずる者又は前二号に掲げる者が未成年者である場合におけるその法定代理人

三 当該法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第四条及び第五条の三第一項第一号において同じ。）の業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人若しくはこれらに準ずる者又は前二号に掲げる者が未成年者である場合におけるその法定代理人

（登録申請書の添付書類）

（登録申請書の添付書類）

第四条（略）

第四条（略）

3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員（法第四条第一項第二号に規定する役員のうち法人である者を除く。）とし、未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。以下この項において同じ。）、令第三条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）及び貸金業務取扱主任者（法第二十四条の七第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の住民票の抄本（当該登録申請者、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者が外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面

一 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員（法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。以下同じ。）とし、未成年者である場合にあつてはその法定代理人を含む。以下この項において同じ。）、令第三条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）及び貸金業務取扱主任者（法第二十四条の七第一項に規定する者をいう。以下同じ。）の住民票の抄本（当該登録申請者、重要な使用人又は貸金業務取扱主任者が外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面

二・三（略）

二・三（略）

四 法人である場合において、役員（法第四条第一項第二号に規定する役員をいう。以下同じ。）が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書及び別紙様式第二号の二により作成した沿革

（新設）

五〇八（略）

四〇七（略）

九 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の会計監査報告又は監査報告の内容を記載した書面

イ 会社法第二条第十一号に規定する会計監査人設置会社 会社法第三百九十六条第一項後段に規定する会計監査報告

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告

十・十一（略）
（財産的基礎等）

第五条の三 法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、第四条第三項第八号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同項第十号に規定する財産に関する調書において、資産の合計額から負債の合計額を控除した額が当該各号に掲げる額以上であることとする。

一（三）（略）
2（略）

（変更届出書の添付書類）

第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一（略）

二 役員（第二条第四号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。）に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第九号に該当しないことを誓約する書面及び次に掲げる新たな役員区分に応じそれぞれ次に掲げる書類

イ 個人 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類

（1） 第四条第二項に規定するもの
（2） 住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面

（3） 法第六条第一項第一号及び第二号に該当しない旨の官公署の証明書（外国人である場合には、別紙様式第一号の二により作成した誓約書）

（4） 別紙様式第二号により作成した履歴書

（5） 別紙様式第三号の二により作成した氏名及び生年月日等を記載した書面

ロ 法人 新たに役員となつた者に係る登記事項証明書及び別紙様式第二号の二により作成した沿革

八 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める登録の申請の日を含む事業年度の前事業年度の監査報告書の写し

イ 株式会社 株式会社第一項に規定する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第一項に規定する大会社又は同条第三項第二号に規定するみなし大会社株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第十三条第一項に規定する監査報告書

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告書

九・十（略）
（財産的基礎等）

第五条の三 法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、第四条第三項第七号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同項第九号に規定する財産に関する調書において、資産の合計額から負債の合計額を控除した額が当該各号に掲げる額以上であることとする。

一（三）（略）
2（略）

（変更届出書の添付書類）

第八条 法第八条第三項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一（略）

二 役員（第二条第三号に掲げる者を除く。以下この号において同じ。）又は重要な使用人に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第九号又は第十号に該当しないことを誓約する書面及び新たに役員又は重要な使用人となつた者に係る次に掲げる書類

イ 第四条第二項に規定するもの

ロ 住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面

ハ 法第六条第一項第一号及び第二号に該当しない旨の官公署の証明書（外国人である場合には、別紙様式第一号の二により作成した誓約書）

ニ 別紙様式第二号により作成した登録申請者及び重要な使用人の履歴書

ホ 別紙様式第三号の二により作成した氏名及び生年月日等を記載した書面

三 重要な使用人に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第九号又は第十号に該当しないことを誓約する書面及び新たに重要な使用人となつた者に係る前号イ(1)から(5)までに掲げる書類

四 貸金業務取扱主任者に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第十三号に該当しないことを誓約する書面並びに新たに貸金業務取扱主任者となつた者に係る第四条第三項第十一号並びに第二号イ(2)、(3)及び(5)に掲げる書類

五 未成年者である貸金業者の法定代理人又は第二条第四号に掲げる者(以下この号において、これらを総称して「法定代理人」という。)に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面及び新たに法定代理人となつた者に係る第二号イ(1)から(5)までに掲げる書類

六・七 (略)

(貸金業者との密接な関係)
第二十六条の二十四 令第三条の二第四号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるいずれかの要件とする。

一 次に掲げる者が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもつて所有している当該貸金業者の株式等に係る議決権の合計が、当該貸金業者の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

イ (略)

ロ イに掲げる者が法人(法人でない社団又は財団を含む。)である場合におけるその役員(当該法人が株式会社である場合にあつてはその取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役及び執行役、当該法人が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人である場合にあつてはその理事及び監事、当該法人が法人でない社団又は財団である場合にあつてはその代表者、管理人又は業務を執行する社員をいう。以下この条において同じ。)及び主要株主(法人(法人でない社団又は財団を含む。以下この条において同じ。))の総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。以下この条において同じ。)

ハスト (略)

二 (略)

2 (略)

(事業報告書の様式等)

第三十条 (略)

3 第一項の事業報告書には、次に掲げる参考書類を、金融庁長官の登録を受けた貸金業者にあつては各二部、都道府県知事の登録を受けた貸金業者にあつては当該都道府県知事が

(新設)

二の二 貸金業務取扱主任者に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第十三号に該当しないことを誓約する書面並びに新たに貸金業務取扱主任者となつた者に係る第四条第三項第十号並びに前号ロ、ハ及びホに掲げる書類

三 未成年者である貸金業者の法定代理人又は第二条第三号に掲げる者(以下この号において、これらを総称して「法定代理人」という。)に変更があつた場合 別紙様式第一号の三により作成した法第六条第一項第八号に該当しないことを誓約する書面及び新たに法定代理人となつた者に係る第二号イからホまでに掲げる書類

四・五 (略)

(貸金業者との密接な関係)
第二十六条の二十四 令第三条の二第四号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるいずれかの要件とする。

一 次に掲げる者が自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもつて所有している当該貸金業者の株式等に係る議決権の合計が、当該貸金業者の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

イ (略)

ロ イに掲げる者が法人(法人でない社団又は財団を含む。)である場合におけるその役員(当該法人が株式会社又は有限会社である場合にあつてはその取締役、執行役員及び監査役、当該法人が民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人である場合にあつてはその理事及び監事、当該法人が法人でない社団又は財団である場合にあつてはその代表者、管理人又は業務を執行する社員をいう。以下この条において同じ。)及び主要株主(法人(法人でない社団又は財団を含む。以下この条において同じ。))の総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式等を自己又は他人の名義をもつて所有している者をいう。以下この条において同じ。)

ハスト (略)

二 (略)

2 (略)

(事業報告書の様式等)

第三十条 (略)

3 第一項の事業報告書には、次に掲げる参考書類を、金融庁長官の登録を受けた貸金業者にあつては各二部、都道府県知事の登録を受けた貸金業者にあつては当該都道府県知事が

定める部数添付するものとする。

一 貸借対照表（関連する注記を含む。）

二 損益計算書（関連する注記を含む。）

三 株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）若しくは社員資本等変動計算書（関連する注記を含む。）又はこれに代わる書面

四 （略）

4 令第四条に規定する密接な関係を有する貸金業者（以下この項において「関係貸金業者」という。）がある貸金業者について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該関係貸金業者に係る前項第四号に規定する書類を添付することを要しない。

一・二（略）

三 その事業年度の末日において、当該関係貸金業者の資本金又は出資の額が、当該貸金業者の資本金又は出資の額を上回る場合

別紙様式第1号（第1条関係）

（第2面）

（略）

7 役員

| | | |
|----------------------------|-----|----|
| (ふりがな) | | |
| 氏名 (法人にあっては、 商号又は名称) | 役名等 | 住所 |

（略）

別紙様式第1号の3

（略）

私は貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項第8号、第9号、第10号及び第13号のいずれにも該当しない者であること、並びに貸金業の規制等に関する法律施行規則第8条第5号に規定する法定代理人、貸金業の規制等に関する法律施行規則第8条第2号に規定する役員、貸金業の規制等に関する法律施行令第3条に規定する使用人及び法第24条の7第1項に規定する貸金業務取扱主任者は法第6条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

定める部数添付するものとする。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 利益金処分（損失金処理）計算書

四 （略）

4 令第四条に規定する密接な関係を有する貸金業者（以下この項において「関係貸金業者」という。）がある貸金業者について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該関係貸金業者に係る前項第四号に規定する書類を添付することを要しない。

一・二（略）

三 その事業年度の末日において、当該関係貸金業者の資本又は出資の額が、当該貸金業者の資本又は出資の額を上回る場合

別紙様式第1号（第3条関係）

（第2面）

（略）

7 役員

| | | |
|--------|-----|----|
| (ふりがな) | | |
| 氏名 | 役名等 | 住所 |

（略）

別紙様式第1号の3

（略）

私は貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項第8号、第9号、第10号及び第13号のいずれにも該当しない者であること、並びに貸金業の規制等に関する法律施行規則第8条第3号に規定する法定代理人、法第4条第1項第2号に規定する役員、貸金業の規制等に関する法律施行令第3条に規定する使用人及び法第24条の7第1項に規定する貸金業務取扱主任者は法第6条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

届出の事項に応じて、「第8号、第9号、第10号及び第13号のいずれにも」及び「貸金業の規制等に関する法律施行規則第8条第5号に規定する法定代理人、貸金業の規制等に関する法律施行規則第8条第2号に規定する役員、貸金業の規制等に関する法律施行令第3条に規定する使用人及び法第24条の7第1項に規定する貸金業務取扱主任者」について変更しないものを消すなど適宜書き換えて使用すること。

別紙様式第2号

(第1面)

履歴書

(略)

(記載上の注意)

(削る)

1・2 (略)

3 本人が署名押印すること。

4 (略)

(日本工業規格A4)

別紙様式第2号の2

沿 革

| | |
|----------------|----------------------|
| (ふりがな) | ----- |
| 商 号 又 は 名 称 | |
| (ふりがな) | ----- |
| 代表者の氏名 | |
| 住 所 | (郵便番号 -) 電話番号 () - |

(記載上の注意)

届出の事項に応じて、「第8号、第9号、第10号及び第13号のいずれにも」及び「貸金業の規制等に関する法律施行規則第8条第3号に規定する法定代理人、法第4条第1項第2号に規定する役員、貸金業の規制等に関する法律施行令第3条に規定する使用人及び法第24条の7第1項に規定する貸金業務取扱主任者」について変更しないものを消すなど適宜書き換えて使用すること。

別紙様式第2号

(第1面)

登録申請者等の履歴書

(略)

(記載上の注意)

1 「登録申請者等」とは、規則第4条第3項第1号に規定する登録申請者及び令第3条に規定する使用人をいう。

2・3 (略)

4 登録申請者等本人が署名押印すること。

5 (略)

(新設)

| | | |
|--------------------------------------|-----|-----------|
| 設立年月日 及び 設立時の事業 | | |
| 設立の経緯 | | |
| 設立 後 の 沿 革 | 年月日 | 沿 革 の 内 容 |
| | | |
| 賞 罰 | 年月日 | 賞 罰 の 内 容 |
| | | |
| 上記のとおり相違ありません。 ____年 月 日 代表者の氏名 印 | | |

(記載上の注意)

- 1 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
- 2 「住所」は、法人の場合は登記簿上の本店又は主たる事務所の所在地を、人格のない社団又は財団の場合は主たる営業所等の所在地を記載すること。
- 3 会計参与にあつては、「設立時の事業」の記載は不要。
- 4 「設立後の沿革」は、貸金業に係る事項をすべて記載すること。(当該貸金業に係る貸金業者登録番号もあわせて記載すること。)
- 5 「賞罰」は、法第6条第1項第3号、第5号及び第7号に該当するものをすべて記載すること。

別紙様式第3号（法第4条・施行規則第4条第3項第5号関係）

(略)

別紙様式第3号（法第4条・施行規則第4条第1項第4号関係）

(略)

別紙様式第7号の3

(略)

貸金業の規制等に関する法律第24条の7第10項の規定により、貸金業務取扱主任者研修の実施について内閣総理大臣の指定を受けたいので、貸金業の規制等に関する法律施行規則第26条の27の規定により、下記のとおり申請します。

(略)

別紙様式第8号

(略)

2 役職員数、営業所・事務所数

| 区 分 | 人 数 等 | | |
|--------------------------|-------|-----|------|
| | うち男 | うち女 | うち法人 |
| 役 員 | | | |
| うち常勤役員 | | | |
| 従業員 | 職 員 | | |
| | そ の 他 | | |
| | 計 | | |
| 合 計 | | | |
| 営業所・事務所等 | / | | |
| 有人営業所・事務所 | | | |
| 営業所・事務所外自動契 約機設置箇所 | | | |
| 営業所・事務所外現金自 動設備自社設置箇所 | | | |
| 代 理 店 | | | |
| 合 計 | | | |

(略)

別紙様式第7号の3

(略)

貸金業の規制等に関する法律第24条の7第10項の規定により、貸金業務取扱主任者研修の実施について内閣総理大臣の指定を受けたいので、貸金業の規制等に関する法律施行規則第26条の27第1項の規定により、下記のとおり申請します。

(略)

別紙様式第8号

(略)

2 役職員数、営業所・事務所数

| 区 分 | 人 数 等 | |
|--------------------------|-------|-----|
| | うち男 | うち女 |
| 役 員 | | |
| うち常勤役員 | | |
| 従業員 | 職 員 | |
| | そ の 他 | |
| | 計 | |
| 合 計 | | |
| 営業所・事務所等 | / | |
| 有人営業所・事務所 | | |
| 営業所・事務所外自動契 約機設置箇所 | | |
| 営業所・事務所外現金自 動設備自社設置箇所 | | |
| 代 理 店 | | |
| 合 計 | | |

(略)

11 資金調達の様況

(略)

(記載上の注意)

1・2 (略)

3 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号) 第8条第8項における関係会社をいう。

4～6 (略)

11 資金調達の様況

(略)

(記載上の注意)

1・2 (略)

3 「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号) 第8条第5項における関係会社をいう。

4～6 (略)